

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表利率の欄中「年〇・四五パーセント」を「年〇・五パーセント」に改め、同条第四項第十号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。